

次のとおり企画提案書の提出を求めます。なお、本業務に係る契約の締結は、当該業務に係る令和7年度予算が成立し、予算の配当がなされることを条件とします。

## 公募型プロポーザルに係る手続開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

令和7年1月17日

世田谷区

### 1 事業の概要

#### (1) 契約業務

##### ① 世田谷区次期街づくり情報システム構築業務委託

ア 全庁統合型地理情報システム(統合型GIS)構築業務(その1)(令和7～8年度)

イ 全庁統合型地理情報システム(統合型GIS)構築業務(その2)及び来庁者向け  
窓口システム・建築計画概要等Web閲覧システム構築業務(令和8年度)

※構築に係る契約の詳細は、事業者決定後に協議のうえ決定する。

##### ② 街づくり情報システム運用・保守業務委託

#### (2) 目的

現行街づくり情報システムは、都市整備関係部署における街づくりに関する業務情報をデータベース化し、効率的な業務遂行を図るため運用しているが、対面による窓口案内を前提としたシステム設計であるため、本区のDX推進方針に示す各種申請の電子申請化等を進めるにあたり機能面における課題が顕在化している。

現行システムの抱える課題を解決し、区民・事業者目線の行政サービスの推進に向け、「行かない 書かない 待たない」新たな窓口等を実現し、EBPMに寄与するデータ分析・蓄積も可能とする街づくり情報システムを再構築する。

#### (3) 業務内容

① 新たな街づくり情報システムの構築

② 新システムの利用に必要なネットワークの開設及び接続

③ 現行システムから新システムへのデータ移行

④ システムの操作支援(マニュアル作成・研修実施)

⑤ システムの運用支援(障害発生時等の対応)

⑥ システムのアップデート(社会状況等への対応)

詳細は、説明書及び街づくり情報システム調達仕様書のとおり。

#### (4) 履行期間

① 世田谷区次期街づくり情報システム構築業務委託(設計、開発、データ移行、操作研修等)

契約締結日から令和9年3月26日まで（予定）

※本稼働は令和8年10月1日とし、契約期間は本稼働後の稼働安定確認期間を含む。

② 街づくり情報システム運用・保守業務委託

システム導入から令和13年3月31日まで（予定）

※①における全庁統合型地理情報システム（統合型 GIS）構築業務（その1）は債務負担行為による契約とし、運用・保守業務は長期継続契約を想定するが、受託者との協議により決定する。

※当該契約に係る区の歳出予算の削減があった場合、または履行状況が不良であった場合は、当該契約を変更または解除することができるものとする。

## 2 主なスケジュール

内容	日程
手続き開始の公告	令和7年1月17日（金）
説明書交付	令和7年1月17日（金）～29日（水）午後5時まで
参加表明書受付	令和7年1月17日（金）～29日（水）午後5時まで
プロポーザル招請通知	参加資格確認後、令和7年1月31日（金）までに発送
質問書提出期間	令和7年1月17日（金）～2月5日（水）午後5時まで
質問回答書交付日	令和7年2月12日（水）予定 （参加資格「有」の者にのみ交付する）
現行システムに係る資料の閲覧	令和7年1月20日（月）～3月5日（水）午後5時まで
企画提案書提出期間	令和7年2月12日（水）～3月5日（水）午後5時まで
一次審査（書類審査）	令和7年3月6日（木）～12日（水）
一次審査結果通知	令和7年3月13日（木）
二次審査（ヒアリング審査）	令和7年3月24日（月）
最終評価結果通知	令和7年3月下旬
契約締結	令和7年4月～5月

## 3 参加資格要件

参加表明書の提出日を基準日として、以下の全ての項目を満たすこと。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- ② 世田谷区の競争入札参加者名簿に登録されていること。営業種目「情報処理業務」を

有すること。

- ③ 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止(入札禁止)を受けている期間中でないこと。
- ④ 法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税、都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- ⑤ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項に基づく更正手続き開始申立てまたは民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項に基づく民事再生手続き開始の申立てをしていないこと。
- ⑥ 平成31年度以降、本業務と同種または類似業務を行った実績を有すること。

**【同種業務】**

以下のどちらも満たすこと。なお、それぞれ別契約でも可とする。

- ・特別区または政令指定都市の地方公共団体における統合型GISの構築若しくは再構築
- ・地図情報を活用した自動交付機の導入

**【類似業務】**

以下のどちらも満たすこと。なお、それぞれ別契約でも可とする。

- ・350名以上の職員が利用する地図情報管理機能を有する情報システムの設計・開発
  - ・証明書自動交付機の導入
- ⑦ 複数事業者による共同提案の場合は、以下のとおりとする。
    - ・複数の事業者が共同で提案する場合、その中から全体の意思決定、運営管理等に責任を持つ共同提案の代表者を定めるとともに、当該代表者が本件提案に対する参加表明を行うこと。
    - ・共同提案を構成する事業者間においては、その結成、運営等について協定を締結し、業務の遂行に当たっては、代表者を中心に、各事業者が協力して行うこと。事業者間の調整事項、トラブル等の発生に際しては、その当事者となる当該事業者間で解決すること。また、解散後の契約不適合責任に関しても協定の内容に含めること。
    - ・共同提案を構成する全ての事業者は、本業務の単独提案又は他の共同提案若しくは他の入札案件の参加を行っていないこと。
    - ・共同提案を構成する全ての事業者は、⑥を除く全ての参加条件を満たすこと。なお、⑥については代表者が当該実績を有すること。
  - ⑧ 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
  - ⑨ 個人情報保護に関する社内規定等が整備されていること。
  - ⑩ 本業務は、秘匿性の高い情報を含む貸与資料を取り扱うため、参加者は業務遂行に必要な以下の資格を全て有すること。また、各基準規程に基づく管理を行うこと。
    - ・JIS Q 9001 (ISO9001:品質マネジメントシステム)
    - ・JIS Q 27001 (ISO27001、ISMS:情報セキュリティマネジメントシステム)
    - ・JIS Q 15001 (プライバシーマーク:個人情報セキュリティ)
    - ・JIS Q 20000-1 (ISO/IEC 20000-1:ITサービスマネジメントシステム)
    - ・JIP-ISMS517-1.0 (ISO/IEC 27017:ISMSクラウドセキュリティ)
  - ⑪ 街づくり情報システム構築業務委託及び運用・保守業務委託プロポーザル審査委員会が主宰、役員、顧問及び所属をしている団体でないこと。

構成員は以下のとおり。

委員長：都市整備政策部長 笠原 聡

委員：DX推進担当部DX推進担当課長 齊藤 真徳

委員：都市整備政策部副参事（特命担当） 河合 聖悟

委員：都市整備政策部建築調整課長 高橋 一久

委員：都市整備政策部建築審査課長 林 克洋

委員：防災街づくり担当部建築安全課長 大槻 一隆

委員：道路・交通計画部道路管理課長 堂菌 次男

委員：土木部土木計画調整課長 春日谷 尚之

- ⑫ 最新の一般財団法人全国地域情報化推進協会（APPLIC）の準拠登録製品(GIS ユニット)に掲載されていること。

#### 4 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提案提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

#### 5 提案書を特定するための審査方法、評価基準

##### (1) 審査方法

提案書等の審査は、世田谷区次期街づくり情報システム構築業務委託及び運用・保守業務委託プロポーザル審査委員会を設置し、別に定める審査要領に基づき、二段階方式で実施する。その際、一次審査の点数は二次審査に引き継がれるものとする。

##### (2) 一次審査（書類審査）における審査項目

- ① 事業者の業務実績
- ② 業務実施体制
- ③ 配置予定技術者の実績等
- ④ 業務実施方針
- ⑤ 業務工程計画
- ⑥ システムの構成・機能
- ⑦ データ移行
- ⑧ セキュリティ対策
- ⑨ 操作研修
- ⑩ 運用・保守
- ⑪ 見積金額

##### (3) 二次審査（ヒアリング審査）における審査項目

- ① 提案の実現性
- ② 提案の発展性
- ③ システムの性能
- ④ 理解・回答力
- ⑤ 取組姿勢

## 6 手続等

### (1) 担当課

担当：世田谷区都市整備政策部都市計画課 光田・廣田・舟山

住所：〒158-0094 世田谷区玉川1丁目20番1号

世田谷区役所二子玉川分庁舎A棟2階21番窓口

TEL：03-6432-7147 FAX：03-6432-7982

メールアドレス：SEA02008@mb.city.setagaya.tokyo.jp

受付時間：午前9時から正午、午後1時から午後5時（土日祝日を除く）

### (2) 説明書の交付

① 交付期間：令和7年1月17日（金）から29日（水）まで

② 交付方法：区ホームページよりダウンロード



※6（1）担当課にて窓口でも配布する。

### (3) 参加表明書の提出

① 提出期間：令和7年1月17日（金）から29日（水）午後5時まで（必着）

② 提出先：6（1）に同じ。

③ 提出方法：持参または郵送（宅急便や書留等、送達確認ができるものに限る）

### (4) 提案書等の提出

① 提出期間：令和7年2月12日（水）から3月5日（水）午後5時まで（必着）

② 提出先：6（1）に同じ。

③ 提出方法：持参、郵送（宅急便や書留等、送達確認ができるものに限る）または電子メール

### (5) 二次審査（ヒアリング審査）の実施方法

① 実施日：令和7年3月24日（月）

② 実施方法：提出済みの一次審査書類等を用いて、配置予定のプロジェクト管理者、主任技術者及び担当技術者に対してヒアリング審査（プレゼンテーション及び質疑応答）を実施する。

③ 通知方法：会場、時間等の詳細については、二次審査対象者に一次審査結果の通知と併せて電子メール及び書面により通知する。

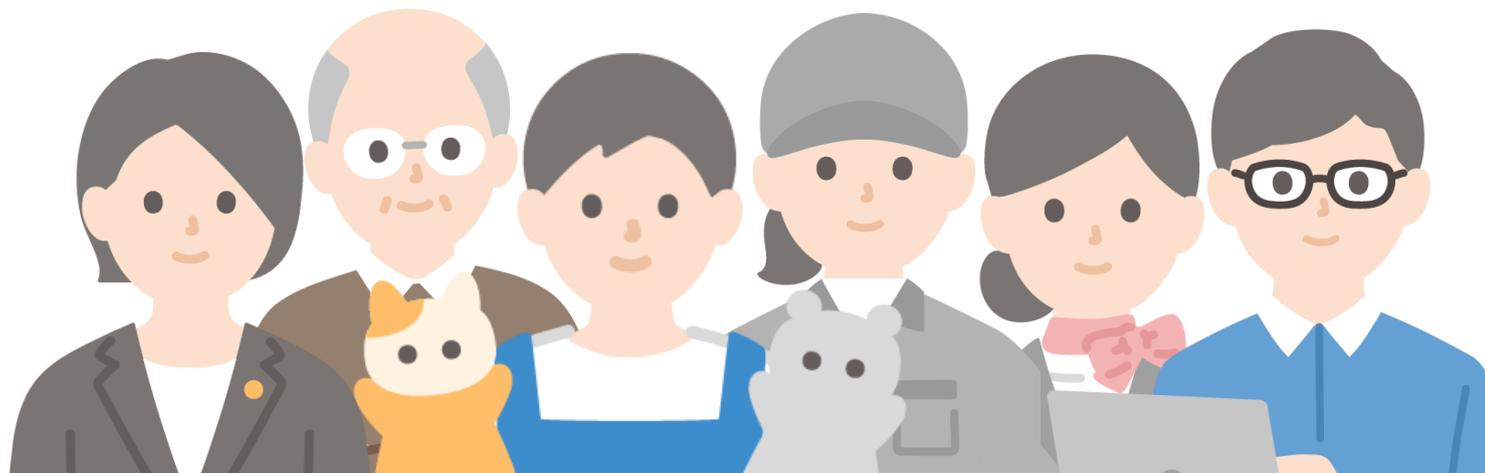
### (6) 審査結果の通知

評価合計点が第一順位の提案者を委託先の第一候補者として選定し、その旨を電子メール及び書面により通知する。

## 7 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 有※  
※令和9年度に工事情報システムデータ移行委託を別途契約する予定。
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 6(1)に同じ
- (6) 透明性、公平性を確保する観点から、本案件に参加を表明した者及び提案書等を提出した者の商号・名称、並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。
- (7) 区との契約では、予定価格2,000万円以上(長期継続契約の場合は年額)の業務委託契約は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる。詳細は別紙を確認すること。
- (8) 詳細は説明書による。

世田谷区との一定額以上の契約には  
「労働報酬下限額」が適用されます



工事請負契約の  
技能労働者

東京都の公共工事設計労務単価  
の職種ごとの85%相当額

(各職種の金額は裏面をご覧ください)

工事以外の契約の  
労働者

1時間あたり

1,460円

労働報酬下限額とは…

世田谷区との契約事業者が労働者に支払う労働報酬の下限とすべき額です。労働者は、事業者（下請負者含む）のもとで、対象案件※の業務に従事する方が対象です。一人親方や派遣労働者も含まれ、正社員・アルバイトなどの雇用形態は問いません。

※予定価格が3千万円以上の工事請負契約、予定価格が2千万円以上の工事以外の契約及び指定管理者協定（不動産の買入れ、賃貸借契約約款が適用される案件を除く）

世田谷区公契約条例とは…

世田谷区が事業者と結ぶ契約に関する基本方針や区長と事業者の責務などを定めた条例で、労働者の適正な労働条件の確保や、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的としています。契約事業者には、公契約条例に基づいて労働報酬下限額を守り、労働者への適正な賃金を支払うことで適正な労働条件の確保と向上に努めていただく義務があります。

公契約条例・労働報酬下限額の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係  
電話：03-5432-2145～2152・2173・2435  
FAX：03-5432-3046

世田谷区 公契約条例

検索



## 世田谷区公契約条例のその他の取組み

### 《 労働条件確認帳票 》

賃金、労働時間、社会保険の加入などの労働条件が適正であることを確認するためのもので、予定価格が50万円を超える契約(※)において契約事業者に配布し、提出を求めています。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。

※ 指定管理協定は金額を問わず全案件が対象

閲覧場所	閲覧できる帳票
経理課 (世田谷区役所東棟5階503番窓口)	教育総務課が取り扱う契約以外の契約
教育総務課 (世田谷区役所東棟6階604番窓口)	教育委員会の契約のうち予定価格が2千万円未満の契約

### 《 労働報酬下限額周知カードの配布 》

労働報酬下限額の対象となる契約の業務に従事する方一人ひとりに、契約事業者を通してその旨を周知するカードを配布し、契約事業者からは周知したことの確認書をご提出いただくことで、労働報酬下限額の周知及び遵守の徹底を図っています。

### 工事請負契約の技能労働者の労働報酬下限額（1時間あたり）

職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額
特殊作業員	3,007円	潜かん世話役	4,420円	型わく工	3,188円
普通作業員	2,699円	さく岩工	3,783円	大工	3,060円
軽作業員	1,870円	トンネル特殊工	3,602円	左官	3,273円
造園工	2,752円	トンネル作業員	3,124円	配管工	2,869円
法面工	3,358円	トンネル世話役	4,080円	はつり工	3,039円
とび工	3,315円	橋りょう特殊工	3,496円	防水工	3,634円
石工	3,337円	橋りょう塗装工	3,570円	板金工	3,443円
ブロック工	3,103円	橋りょう世話役	4,091円	サッシ工	3,230円
電工	3,199円	土木一般世話役	3,294円	内装工	3,326円
鉄筋工	3,284円	高級船員	3,889円	ガラス工	3,177円
鉄骨工	2,975円	普通船員	3,135円	建具工	2,859円
塗装工	3,475円	潜水士	5,015円	ダクト工	2,869円
溶接工	3,592円	潜水連絡員	3,666円	保温工	2,784円
運転手（特殊）	3,071円	潜水送気員	3,560円	設備機械工	2,805円
運転手（一般）	2,508円	山林砂防工	3,262円	交通誘導員A	2,019円
潜かん工	3,730円	軌道工	5,780円	交通誘導員B	1,764円
				上記以外の職種	1,460円

※上記の金額は熟練労働者に適用されます。

※上記の職種であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については、1時間当たり1,540円になります。

このちらしに記載の労働報酬下限額は、令和6年12月19日告示によるものです。

適用対象は令和7年4月1日以後に締結する契約（上記の告示前に公告し、入札に付された契約を除く）です。